



技能試験参加申込書

一般財団法人日本品質保証機構 宛

下記の技能試験に係る募集要項および別紙ご了承事項に同意し、下記のとおり申し込みます。

JQA使用欄 申込書バーコード*		受付番号 JQA受付日		年	月	日
申込者(技能試験品目送付先、報告書送付先、請求書送付先) [必須]						
フリガナ 企業名						
住所	〒					
責任者名	印		責任者所属			
フリガナ ご担当者名			E-mail			
			TEL			
所属(部課名)			FAX			
お申し込みを希望する技能試験名称および技能試験番号 [必須]						
技能試験名称:						
技能試験番号:						
希望日程 [必須]						
※個別参加型の技能試験については、事前に調整させていただいた「日程」をご記入ください。						
技能試験ポイント [必須]						
※個別参加型の技能試験については、事前に調整させていただいた「技能試験ポイント」をご記入ください。						
報告書等の発行書類 [必須]						
発行形態 (付属書類を含む)	☐ デジタル (PDF形式)		☐ 紙		申込後の変更は承れません。 デジタル発行の場合、お申込者様の[E-mail]欄の1アドレスに送信いたします。 発行形態や送信先の記載がない場合は、紙で発行いたします。	
技能試験参加事業者名(技能試験判定結果報告書に記載する参加事業者名および住所) [必須]						
☐ 申込者(企業名および住所)と同様 ☐ 以下に記載						
事業者名						
住所	〒					
通信欄 (技能試験品目、報告書、請求書等の送付先が申込者と異なる場合、見積書が必要な場合等、その他連絡事項をご記入ください。)						

- お申し込み内容を確認後、お引き受けできない場合がございますので、ご了承ください。
- 報告書(技能試験報告書および技能試験判定結果報告書)発行予定日は、受付後お申込者様宛にお知らせいたします。
- ご提供いただきましたお客さまの個人情報は、技能試験提供業務の実施に係る連絡、調整並びに当機構が実施しております他の業務や新規業務の案内・市場調査及びそれら業務に係る各種情報の提供に限り利用させていただきます。

報告書発行予定日



(別紙)

技能試験の参加申込みに関する了承事項

募集要項および次の事項についてご了承のうえ、お申込み下さい。

(お申し込みについて)

- (1) 先着順に受付を行います。予定数になり次第、締切りとさせていただきます。
- (2) 複数の参加事業者による技能試験は、予め設定した参加事業者数に達しない場合、開催を中止させていただきます。

(お申し込みの取消等)

2. お客さまにおいて、以下の事項の一つにでも該当する場合、当機構の判断でお申込みを受け付けないこと、また、一旦受け付けたお申込みを取り消すことがあります。なお、一旦受け付けたお申込みを取り消す場合、料金につきましてはそれまでの実費を請求させていただく場合があります。
 - ① お客さまが本了承事項12. に違反した場合。なお、この場合、当機構は、当該取消しによりお客様が被った損害につき、一切の義務および責任を負わないものとし、また、当該取消しにより当機構に損害が生じたときは、お客さまはその損害を賠償するものとします。
 - ② お客さまにおいて、資産、信用状態が悪化しましたはその恐れがある場合。
 - ③ その他お申し込みについて当機構が対応困難または不適切と判断した場合。

(申込内容の変更)

3. 申込書ご提出後、お客さまにおいてその内容の変更を希望される場合は、その旨を文書にて当機構にご提出ください。この場合、料金、報告書(技能試験報告書および技能試験判定結果報告書)発行予定日等が変更となる場合があります。また、当機構が技能試験提供業務の目的を達成するために実施内容の変更、追加等が必要と判断した場合、料金、報告書(技能試験報告書および技能試験判定結果報告書)発行予定日等について改めて協議させていただきます。

(お申し込みの取り下げ)

4. お申し込みを取り下げる場合は、その旨を文書にて当機構にご提出ください。料金につきましては、以下のキャンセル料を請求させていただきます。
 - ① 技能試験実施期間における技能試験品目の搬入日(複数の参加事業者により実施する場合は、一番最初に技能試験を実施する参加事業者の技能試験品目の搬入日)から起算して当機構の20営業日前から6営業日前までの取り下げ：参加費用の50%
 - ② 技能試験実施期間における技能試験品目の搬入日(複数の参加事業者により実施する場合は、一番最初に技能試験を実施する参加事業者の技能試験品目の搬入日)から起算して当機構の5営業日以内での取り下げ：参加費用の100%

(技能試験提供業務に関する確認事項)

5. (1) 当機構では、当機構が作成した手順書および要領書に基づき技能試験提供業務を行います。
 - (2) 技能試験品目の搬入・搬出については、当機構の契約した輸送業者が所定の搬入日・搬出日にお客様へ伺いますので、所定日に対応いただけるようご配慮ください。
 - (3) 技能試験品目等(付属品および輸送箱を含むがこれらに限らない。以下同じとします。)の取扱いについては、取扱説明書に従い破損等がないよう慎重にお願いいたします。また、搬出に際しては、精密機器運搬に耐える梱包をお願いいたします。
 - (4) 技能試験品目の故障等、不測の事態により技能試験を中止・延期・再実施の措置をとる場合があります。
 - (5) 参加事業者間での、校正結果についての情報交換は禁止します。

(報告書等)

6. (1) 当機構がお客様に発行した報告書(技能試験報告書および技能試験判定結果報告書)等の文書は、当機構の書面による承認なしに複製、ウェブサイトや印刷物等への転用、二次利用、および他の試験所・校正機関への開示はできません。ただし、お客さまがISO/IEC 17025の認定取得または認定維持のため、認定機関に対して技能試験の結果を示すことを目的として複製する場合は除きます。
 - (2) 報告書等をデジタル発行した場合において、デジタル発行した報告書等の内容に修正が必要となったときは、当機構は、修正後の報告書等(以下「新報告書等」という)をデジタル発行します。当機構が新報告書等をデジタル発行したときは、お客さまは、お客さまの責任において、修正前の報告書等(以下「旧報告書等」という)を交付した利用者全てに旧報告書等の利用停止、及び新報告書等を利用することを通知するものとします。
 - (3) デジタル発行による報告書等につきましては、Adobe Acrobat(Reader等)の利用を推奨します。上記以外のアプリケーション等を利用した場合の不具合につきましては、当機構は対応しないものとします。

(損害賠償)

7. (1) 当機構が、技能試験等の履行に関し、当機構の責に帰すべき事由によりお客さまに損害を与えた場合、当機構はお客さまに対して直接的かつ現実的に生じた通常の損害(逸失利益、特別損害、間接利益を含まない。)についての賠償するものとし、その上限額は、技能試験等料金相当額とします。
 - (2) 前項にかかわらず、当機構が供試品等を当機構の責に帰すべき事由により滅失又は毀損した場合、当機構は、当機構の責任と費用負担において修理可能なときは修理を行い、修理不可能なとき(滅失時を含む。)は、供試品等の会社法上の簿価相当額をお客さまに支払うものとします。
 - (3) 前二項にかかわらず、以下の事項に該当する場合、当機構はその責を負わないものとします。
 - ① 天災地変、その他不可抗力により、校正等業務の履行及び証明書等の発行ができなくなった場合、当機構はその責を負わないものとします。
 - ② 供試品等の輸送中に生じた損害については、当機構はその責を負わないものとします。なお、保険を掛ける場合の保険料は、お客さまのご負担となります。
 - (4) お客様は、以下の場合に、当機構に損害を与えたときは、当機構にその損害を賠償するものとします。
 - ① お客様の故意または過失によって、技能試験が中止・延期・再実施となった場合
 - ② お客様の故意または過失によって、技能試験品目等を破損・紛失した場合

(支払方法)

8. 当機構は、技能試験提供業務終了後、請求書を発行いたします。お客様は、請求書受領後、30日以内に現金または小切手を当機構窓口にてお支払いいただくか、請求書に記載の指定銀行口座にお振込みください。なお、銀行振込による手数料は、お客さまのご負担となります。

(異議・苦情申し立て)

9. 報告書に関する異議または技能試験提供業務に関する苦情は、文書により当機構にお申し出下さい。当機構において異議または苦情の内容を調査または審議し、当機構が必要であると判断した場合には、お客さまに対し文書で回答させていただきます。

(機密保持)

10. 当機構は、技能試験提供業務を遂行する上で知り得たお客様の業務上の情報を、他に漏らさないことをお約束いたします。但し、以下の場合には当機構の判断で第三者に開示することがございます。
 - ① 当機構がISO/IEC 17043等の審査を受ける際に認定機関に対し申込書等を審査資料として開示する場合
 - ② 法令または官公署からの命令・要請等があった場合

(反社会的勢力の排除)

11. (1) お客様は、自己または自己の役員が、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業・団体、総会屋等その他これらに準ずる者(以下総称して「暴力団員等」という)および以下の事項のいずれか一つにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを表明し、保証するものとします。
 - ① 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - ② 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - ③ 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってする等、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - ④ 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められる関係を有すること
 - ⑤ 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- (2) お客様は、自らまたは第三者を利用して、以下の事項のいずれか一つにでも該当する行為を行わないことを表明し、保証するものとします。
 - ① 暴力的な要求行為
 - ② 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - ③ 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - ④ 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当機構の信用を毀損し、または当機構の業務を妨害する行為
 - ⑤ その他前各号に準ずる行為

(その他)

12. 本了承事項に記載のない事項あるいは疑義が生じた事項については、お客さまと当機構で協議の上、解決にあたるものとします。